

# 一般社団法人徳島県就業支援機構理事の職務権限規程

2025年9月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県就業支援機構（以下「支援機構」という。）の定款第51条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び支援機構が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める支援機構の目的の遂行に寄与しなければならない。

## (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

## (理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、支援機構の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として支援機構を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 每事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

## (専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、法令、支援機構の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、支援機構の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは、その職務を代行する。
- (2) 每事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

## (細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 当分の間、専務理事の職務は業務執行理事が行うこととし、同項中「専務理事」とあるのは「業務執行理事」と読み替える。
- 2 この規程は、2025年9月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	専務理事
役割	◎支援機構を代表し、 その業務を総理 ◎理事会を招集し、議 長としてこれを主宰 ◎社員総会の招集	◎理事長を補佐し、支 援機構の業務を執行 ◎理事長の事故時等の 職務執行
事業計画案及び予算案の作 成に関すること	○	
事業報告案及び決算案の作 成に関すること	○	
人事及び給与制度の立案及 び報告に関すること	○	
重要な使用人以外の者の任 用に関すること	○	
規程案の作成に関すること	○	
国外出張に関すること	○	
国内出張（役員、重要な使 用人）に関すること	○	
支出に関すること		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
セミナー等事業の実施に関 すること		○
職員の教育・研修に関する こと		○
渉外に関すること		○
福利厚生（役員含む）に関 すること		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、専務理事の不在時等、専務理事がその決裁権限を行  
使できない場合において、理事長が専務理事に代わり決裁を行うことは  
差し支えない。